

宮崎港みなと緑地
トライアル・サウンディング実施要領



令和6年6月25日
宮崎県港湾課

(1) 実施概要

宮崎港みなと緑地トライアル・サウンディングとは、宮崎県が保有する緑地（港湾緑地）の暫定利用を希望する事業者から提案を募集し、一定期間、実際に使用してもらう取り組みです。

事業者には、利用者等に対して、事業実施期間中もしくは事前・事後にアンケート調査等を実施していただきます。

(2) 実施目的

港湾緑地等において、カフェ等の収益施設の整備と当該施設から得られる収益を還元して緑地等の再整備等を行う民間事業者に対し、緑地等の行政財産の貸付けを可能とする認定制度（みなと緑地 PPP）が令和4年12月に創設されました。

現在、宮崎港において、本制度を利用した賑わい空間の創出を目指し、今後の緑地の活用方針を検討しているところです。

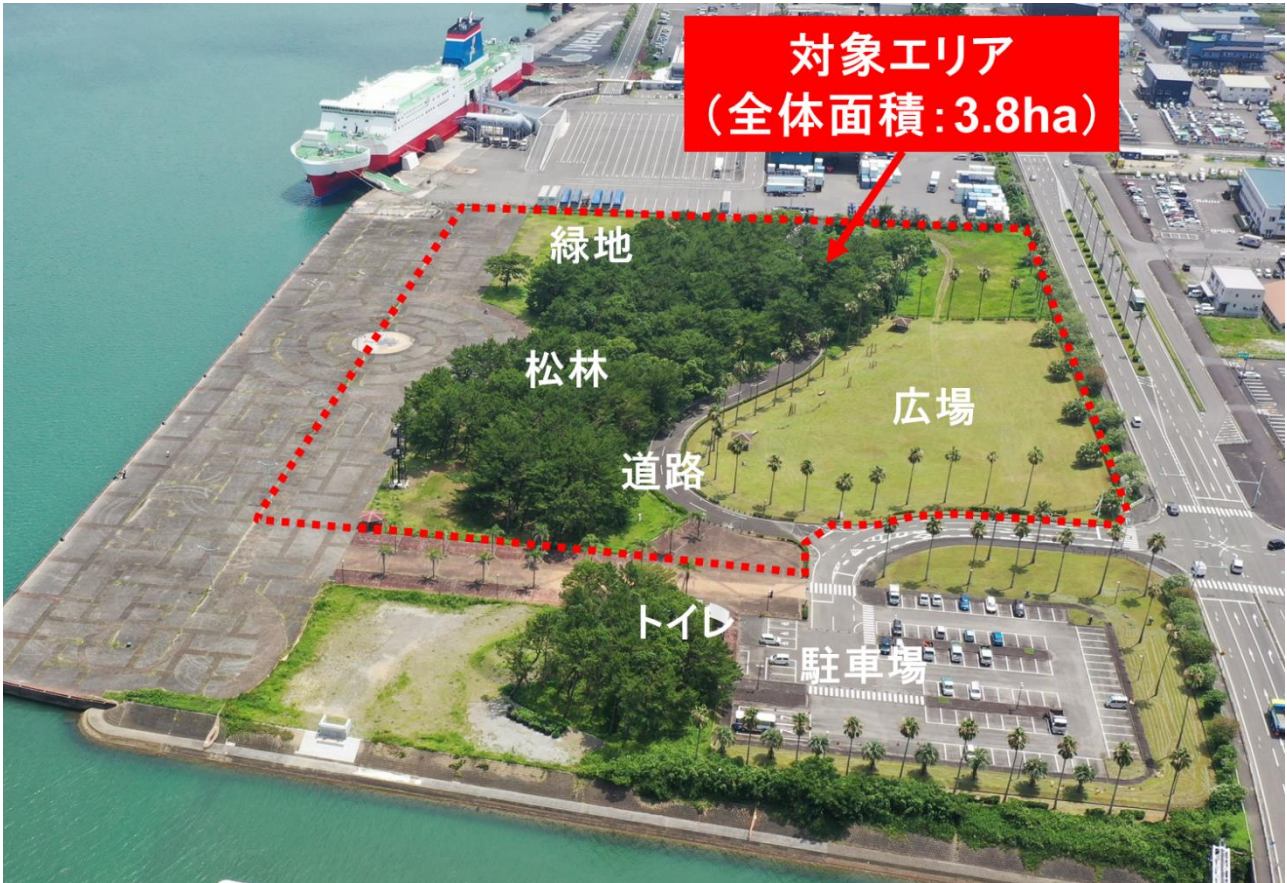
今回、トライアル・サウンディングを実施することにより、宮崎県は緑地に対する市場性やニーズ等を把握でき、事業者は実際の緑地の使い勝手、採算性、アイデアに対するニーズ、立地条件等の確認ができることから、その結果を今後の取組の参考とすることを目的としています。

(3) 対象範囲

(1) 位置図：宮崎県宮崎市新別府町



(2) 対象エリア



(3) 施設概要



※道路は常時封鎖されており、一般車両が進入することはありません。

(必要に応じて一時的な解放は可能です(北側のみ))

※トイレ、駐車場は一般開放しており、どなたでも利用可能です。

(夜間(22:00~5:00)は公園内の車両進入は禁止です)

(4) スケジュール

日程	内容
令和6年 7月上旬	実施要領の公表
公募情報の掲載日～ 令和6年12月27日(金)	提案の募集 (お問い合わせ受付)
申込書受理から1ヶ月程度	提案内容の審査、審査結果の通知 協議・調整、事業実施の許可
事業実施の許可日～ 令和7年 3月31日(月)	事業実施の可能期間
事業完了後	事業結果の公表

※申込についてのお問い合わせは、メールにて受け付けます。

※事業実施の許可までの期間はあくまでも目安です。

協議・調整に時間を要した場合は、大きく前後する可能性があります。

(5) 実施スキーム

(1)	提案の募集	事業希望者から提案を受け付けます。 利用申込書(所定様式)を作成し、担当部署へ提出してください。
(2)	提案内容の審査	提案内容を宮崎県が審査します。 (書面審査のみ)
(3)	審査結果の通知	審査結果を事業希望者へ連絡します。
(4)	協議・調整	事業希望者と宮崎県で協議・調整を行い、双方の合意が整い次第、実施に移ります。
(5)	事業実施	事業を実施します。 事業者には、暫定利用の期間中や事前事後のアンケート調査を実施していただきます。 また、実施事業に関わる問い合わせ対応等も行っていただきます。
(6)	実施結果の報告	事業終了後、実施結果を宮崎県に報告していただきます。(アンケート調査結果を含む) 報告内容については、宮崎県と事業実施者で協議して決定します。

※利用申込書はメールにて受理します。また、所定様式以外は受付できません。

※審査結果はメールにて通知します。

(6) 参加資格要件等

(1) 参加者の要件

対象者は、主体的に事業を実施する意向のある民間事業者、NPO 法人、個人事業主、その他団体、またはそれらで構成されるグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます）とします。

グループで提案する場合は、申込時に構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(2) 応募できない条件

①個人からのご提案

②ご提案者（提案に関係する者を含む）及びご相談内容が、次に該当する場合

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者。
- ・ 申込書提出時点で、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けている者。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てをしている者。
- ・ 県税等について滞納している者。
- ・ 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者。
- ・ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

(3) その他

- ・ 提案内容が不適切と思われる場合は失格とします。
- ・ 提案内容や調整の結果により、個人からのご提案の事実が判明した場合、または、その他の諸事情により、今後、ご提案者との対話・調整を行わないこともあります。
- ・ ご提案内容や対話・調整の結果によっては、実現ができない場合があります。
- ・ ご提案に関する庁内外の関係者との調整には、非常に時間を要する場合があります。
- ・ 提案事業の成立・不成立にかかわらず、宮崎県は提案及び対話・調整にかかる一切のコスト（企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等）の補填や賠償をいたしません。
- ・ 事業対象エリアにおいて、上下水道及び電気等の設備が整っていないため、必要であれば、事業者により準備していただきます。

(7) 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

本トライアル・サウンディングの実施における対象エリアの使用料は無償です。

事業実施に必要なその他の費用については、宮崎県は一切の負担を行いません。全て民間事業者の負担により実施していただきます。

また、イベント等の実施に関する問い合わせ・対応なども、事業者に行っていただきます。(制度に関するお問い合わせは、宮崎県で対応いたします)

(2) 実施条件

本トライアル・サウンディングは宮崎県の実施許可をもって事業開始となります。

事業者が設置した施設・設備等については、事業終了時に全て撤去し、事業者が一切の原状回復を行うこととします。

事業者は事業の実施に起因する事故・トラブル等に備えて、事業者安全確保のための配慮義務を負うとともに、必要なイベント保険の付保を行うものとします。

事業者は事業の実施期間中や事前・事後などに利用者アンケートや地域関係者等へのアンケート、その他を通じて、実施事業の効果と明らかになった課題、その対応方法等について、結果をまとめて宮崎県に事前に報告内容を確認の上、事業実施後1か月以内に提出することとします。

(3) 提出書類の取り扱いおよび特許権等の扱い

- ・提出書類の著作権は、事業者に帰属します。

- ・事業希望者の提出書類については、提案審査以外で事業者が無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

- ・提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った事業者が負うものとします。

(4) 法令の遵守

提案にあたっては、事前に事業者の責任において建築基準法等の各関連する関係諸法令及び条例等を確認し、事業実施時に遵守することとします。

(8) 申請方法

(1) 提出書類

事業希望者は、次の書類を提出することとします。

- ・宮崎港みなと緑地トライアル・サウンディング利用申込書（様式1）
- ・誓約書（様式2）

(9) 提出要件

(1) 提案内容について

提案内容は、次のすべてに該当するものとします。

- ①みなと緑地におけるトライアル・サウンディングの目的に合致するものであること。
- ②確実に実施できる利用内容であること。
- ③みなと緑地を利用する県民及び観光客等の利便性、サービスが向上する利用内容であること。
- ④宮崎県の財政負担を求めるものでないこと。

(2) 対象外となる提案

次に掲げるものは、提案の対象外とします。

- ①政治的または宗教的活動
- ②青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- ③騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- ④「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤公序良俗に反し、または反社会的な活動
- ⑥その他、宮崎県が保有するみなと緑地等との関連性が低いと判断する行為、内容

(10) 事業実施にあたって

(1) 責任およびリスクの考え方

- ①事業者が実施する事業については、事業者が責任を負うものとする。
- ②当該事業に伴い発生するリスクについては、事業者が負うものとする。

(2) 事業中止となる場合

- ①事業内容が公益上また管理運営上ふさわしくないと宮崎県が判断した場合、事業の中止を求めることがあります。

(11) モニタリングおよびヒアリングの実施

(1) モニタリング

事業期間中に宮崎県が実施するモニタリング調査について、事業者は協力することとします。

(2) アンケート調査等

①事業実施期間中および事前事後等に行ったアンケート調査等の実施結果及び事業を行う上での課題等を取りまとめ報告していただきます。

②その際に、事業実施に関わる資料・記録等も、宮崎県へ提出するものとします。

(12) お問い合わせ・申込先

申込書に必要事項を記載の上、下記の宛先にメールにてご提出ください。

申込についてのお問い合わせは、メールにて受け付けます。

■ 宮崎港みなと緑地トライアル・サウンディング窓口

宮崎県 県土整備部 港湾課 計画調査担当
住所 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
E-mail (申込書送付先) : kowan@pref.miyazaki.lg.jp
TEL : 0985-26-7189 FAX : 0985-32-4459

(13) 結果通知および事業結果の公表

審査結果に関しては、事業希望者へメールにて通知します。

本事業の活動実績について、その概要を県HP上で公表する予定です。